六二　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　五59九九

六三　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　五59一〇〇

六四―国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　九61六

七一―個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　九61一三

七四　寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件　二三三

七五　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二六四

七六　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　三〇三

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

一　食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針を定める件　一二65二九

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

一　製造業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示　一二65二九

二　食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令第三条第二項の主務大臣が定める期間及び基準発生原単位の全部を改正する件　一二65三五

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省

一　卸売・小売業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示　一二65三六

財務省、農林水産省

三　農業信用保証保険法第二条第三項第四号及び第六十六条第一項第一号の規定に基づき、主務大臣が指定する資金及び主務大臣が指定する農業協同組合を定める件の一部を改正する件　一二65三七

財務省、農林水産省、経済産業省

四　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　一九五

五　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　一九六

財務省、経済産業省

六　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　一九六

財務省、経済産業省

一　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものの一部を改正する告示　一二65二七

文部科学省

一八　不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整理等に関する告示　一54一五

一九　学校教育法第百十条第二項の規定に基づく認証評価機関からの変更の届出に関する件　八60一三

二〇　学校教育法第百十条第二項の規定に基づく認証評価機関の認証に関する件　八60二〇

二一　令和元年度における学芸員の資格認定を実施する件　一二七

二二　重要文化財を国宝に指定する　二三73一

二三　重要文化財を統合して国宝に指定する件　二三73二

二四　国宝に有形文化財を追加して国宝に指定する件　二三73二

二五　旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定により認定された物件を重要文化財に指定する件並びに旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件　二三73三

二六　有形文化財を重要文化財に指定する件　二三73三

二七　重要文化財に旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定により認定された物件及び有形文化財を追加して重要文化財に指定する件並びに旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件　二三73七

二八　重要文化財に有形文化財を追加して重要文化財に指定する件　二三73八

二九　重要文化財を統合して有形文化財に指定する件　二三73一〇

三〇　重要文化財の名称及び員数を改め有形文化財を追加して重要文化財に指定する件　二三73一〇

三一　重要文化財の名称及び員数を改める件　二三73一一

三二　重要文化財の名称を改める件　二三73一二

三三　有形文化財を登録有形文化財に登録する件　二三73一二

三四　地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を追加して定める件　二三73一三

三五―地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件に追加して家屋を定める件　三〇79三二

四八　地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を追加して定める件　三〇79三三

四九―地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件　三〇79三四

五三　地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件の一部を改正する件　三〇79三七

文部科学省、経済産業省

一　不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省・経済産業省関係告示の整理に関する告示　一54一五

文化庁

六　史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件　一六四

七―重要文化財を管理すべき団体を定める件　二三73一二

九　旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件　二三73一三

厚生労働省

一〇　電離放射線障害防止規則第七条の二第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める事象の一部を改正する件　一六